

## 沖縄県立看護大学　自動販売機設置事業者募集要項

### 1　目的

本学における自動販売機設置にあたり、平時の利便性確保に加え、災害時の学生・教職員の安全確保及び地域貢献の観点から、従前の一般枠のほか、災害対応自動販売機（災害支援型）の提案を行う者を追加するため、本要項により設置事業者を募集する。

### 2　公募物件

別添「公募物件説明書」及び「位置図」のとおり。

### 3　応募資格要件

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ていない者
- (7) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者ア沖縄県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者イ沖縄県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者ウ落札者が沖縄県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者エ地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により沖縄県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者オ正当な理由がなくて沖縄県との契約を履行しなかった者
- (8) 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けていない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に

基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

(1) 沖縄県税を滞納している者

4 公募条件等（優先枠・一般枠共通）

(1) 設置事業者の地域要件

ア 設置事業者が法人の場合は、本店、支店又は販売代理店が沖縄県内にあり、過去5年以内に自動販売機による清涼飲料水等の販売実績がある者。

イ 設置事業者が個人の場合は、その住所が沖縄県内の市町村にあり、過去5年以内に自動販売機による清涼飲料水等の販売実績がある者。

(2) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。

ただし、本学が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、当該施設を廃止するとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他本学が必要と認めるときは、貸付契約を解除することができます。

イ 貸付料

応募価格をもって年額貸付料とします。応募価格は年額・百円単位（税抜）とする。

応募価格が公募物件説明書に定める最低貸付料年額を下回る場合は無効とする。

なお、年額貸付料は、本学が発行する納入通知書により、本学が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格に、電気料は含みません。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費は、子メーターを設置するものについては、その使用実績に基づき本学が算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、カタログ等に示されている平均消費電力等を基に本学が算定した額とします（基本料金及び消費税を含む。）。

また、光熱水費は、本学が別途発行する納入通知書により、毎月、本学が指定する期日までに設置事業者が本学に納入するものとします。

別添公募物件説明書において光熱水費を算定するための子メーターの設置を貸付条件としている物件については、設置事業者が計量法施行令（平成5年政令第329号）に規定する有効期間内の計量器を設置するものとし、当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の経費は、設置事業者の負担とします。

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移転させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置事業者の負担とします。

エ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

オ 回収ボックス等

自動販売機及び使用済容器等の回収ボックスは、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置するとともに、薄型の自動販売機については、転倒防止対策も併せて行ってください。

カ 販売実績の報告

次回公募の参考資料とするため、設置事業者は、1年間の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）を取りまとめ、毎年4月末日までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出してください。

(3) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 施設管理者の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。

(4) 維持管理責任

ア 商品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。

なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、施設管理者の責めに帰するが明らかな場合を除き、施設管理者はその責めを負わない。

また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

(5) 現状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに現状に回復してください。

また、設置事業者は、本学に対し現状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益権その他一切の費用について、補償の請求をすることができません。

## 5 災害対応自動販売機の定義等（優先枠）

### (1) 定義

本要項における「災害対応自動販売機」とは、災害発生時等において、本学の要請に基づき、飲料等の無償提供又はこれに準ずる支援を実施できる機能・運用を備える自動販売機（同等提案を含む）をいう。

### (2) 要件

優先枠への応募者は、次の事項を災害対応提案書（様式自由）に明記すること。

- ①発動条件（例：本学の要請、災害対策本部設置、停電・断水等の状況など）
- ②支援内容（有償・無償提供の範囲、数量上限、対象、提供手順など）
- ③対応体制（連絡先、現地対応、復旧、補充など）
- ④実現性（制約条件、費用負担の考え方など）

## 6 募集区分

### (1) 優先枠（1台）

災害対応自動販売機を設置し、かつ5の要件を満たす提案を行う応募を優先枠とする。

### (2) 一般枠（2台）

上記以外の応募を一般枠とする。

## 7 応募申込手続

### (1) 申込方法及び申込期間等

#### 申込方法

郵送又は持参によるものとし、電話、FAX、メールによる受付は行いません。

#### 申込先

〒902-8513

沖縄県那覇市与儀1丁目24番1号

沖縄県立看護大学 総務課（担当：比嘉）

TEL：098-833-8800 FAX:098-833-5133

#### 申込期間

令和8年2月18日（水）～3月4日（水）必着

午前8時30分～午後5時（持参の場合）

土日、祝日は受付できません。

### (2) 必要な書類（各一部）

次の書類を提出してください。なお、優先枠応募者は「災害対応提案書（任意様式）」を必須提出とする。

ア 応募申込書（第1号様式）※封筒に封入すること。

- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 販売品目一覧（第3号様式）
- エ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- オ 納税証明書（※直近1年度分の沖縄県税の全税目）
- カ 自動販売機設置実績
- キ 災害対応提案書（様式自由、※優先枠のみ）

(3) 特記事項

電話、ファックス、Eメールによる受付は行いません。

## 8 設置事業者の決定方法（優先枠）

(1) 資格審査

提出書類により応募資格要件を審査し、適格者を選定対象者とする。

(2) 優先枠の審査・決定

①本学は、優先枠応募者について、5の要件への適合性及び提案内容の実現性を審査し、優先枠適格者を決定する。

②優先枠適格者が複数ある場合は、次の順で順位を決する。

1) 災害対応提案の有効性・具体性・実現性（総合評価）

2) 応募価格（貸付料）

3) なお同順位の場合はくじ

③優先枠の適格者が2者以上ある場合、本学は、原則として最上位の者を設置事業者として決定する。

(3) 優先枠不成立時の一般枠決定

次の場合は、全て一般枠応募者により設置事業者を決定する。この場合、優先枠についても一般枠として取り扱い、応募価格が最も高い者を設置事業者として決定する。

・優先枠応募がない場合

・優先枠応募者が全て最低要件を満たさず優先枠適格者がいない場合

・優先枠で決定した事業者が辞退した場合、又は必要手続を履行しない場合

(4) 決定の取消し

指定期限までに貸付申請等の手続がない場合等は、決定を取り消し、次順位者又は一般枠へ移行する。

## 9 設置事業者の決定方法（一般枠）

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、2応募資格要件に定める資格を全て満たしているものを選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうちから、本学が公募物件ごとに応募者の地域要件、販売品目等の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、本学が定めた最低貸付料以上で

最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。

- (3) 販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上のある場合は、くじにより選定します。
- (4) 施設管理者が別添公募物件説明書において販売価格を設定した場合（例：「販売価格は10円値引きとする」など。）を除き、販売価格の値下げは審査の対象としません。
- (5) 設置事業者の決定は、令和8年3月6日頃を予定しています。

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を連絡するとともに、本学ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を掲載します。

## 10 貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は、別途定める期日までに次の書類を提出していただきます。（貸付申請提出書類※提出部数は各1通）

- (1) 公立大学法人沖縄県立看護大学資産貸付申請書（本学指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

## 11 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 12 その他

- (1) 貸付手続に関する一切の費用（契約書に添付する印紙等）については、設置事業者の負担とします。
- (2) 自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出してください。